相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島二丁目三八番、最後の住所東京都足立区中央本町三丁目四番六―五〇七号　被相続人　亡　針尾　光政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ルーデンス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小日向一丁目二四〇番地、最後の住所東京都新宿区西早稲田一丁目二三番一六―一四〇四号　被相続人　亡　髙田登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

東京都新宿区三栄町二三―一ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市梶野町二丁目二一九番地、最後の住所東京都杉並区高井戸西一丁目一二番一号浴風会第三南陽園　被相続人　亡　船津太一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル八〇一薄葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ケ原四丁目二番地一、最後の住所神奈川県大和市福田一七六五番地の六　被相続人　亡　松本　房枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一一号ミツハマビル四階

相続財産管理人　弁護士　牧浦　義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市加木屋町大堀一二番地一、最後の住所愛知県東海市加木屋町大堀一二番地の一　被相続人　亡　安井　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

愛知県半田市昭和町一丁目二九番地　98°F五C

相続財産管理人　弁護士　棚瀬　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市天白区島田二丁目三〇一番地、最後の住所愛知県名古屋市天白区島田二丁目三〇一番地島田橋住宅三棟三〇九号　被相続人　亡　東郷　英俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

愛知県名古屋市千種区今池一丁目五番三号FUTABAビル三階

相続財産管理人　弁護士　山下　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目三六番地、最後の住所大阪府大阪市大正区南恩加島五丁目六番一五号　被相続人　亡　鈴木　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父市大屋町宮垣一二五八番地、最後の住所兵庫県養父市大屋町宮垣一二五八番地　被相続人　亡　栗田　重直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

兵庫県豊岡市寿町八番三〇号　ビルやまとら二階　豊岡合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　貞夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市那加楠町一二九番地二六、最後の住所鳥取県鳥取市雲山一二六番地五　被相続人　亡　筒井　章文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

鳥取県鳥取市西町一丁目二一〇番地　東邦ビル四階

相続財産管理人　弁護士　谷口麻有子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡久米南町全間一一六九番地、最後の住所岡山市北区西古松二丁目一七番三号　被相続人　亡　在里　克也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十五日

事務所岡山市北区南方一丁目二番二四号

相続財産管理人　弁護士　安田　寛

第54期決算公告

平成28年10月21日

大阪府堺市堺区少林寺町西四丁1番27号

大寺餅河合堂株式会社

代表取締役　河合　千秋

貸借対照表の要旨

（平成28年8月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,615	流動負債	1,374
固定資産	15,680	固定負債	9,200
有形固定資産	8,156	株主資本	9,721
無形固定資産	393	資本金	12,000
投資その他の資産	7,130	利益剰余金	△ 2,278
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	△ 5,278
		（うち当期純損失）	(4,287)
資産合計	20,296	負債・純資産合計	20,296

第15期決算公告

平成28年11月15日

和歌山県西牟婁郡白浜町字東谷83番68

株式会社エスアールアイ

代表取締役　浦　聖治

貸借対照表の要旨　（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	270,505	流動負債	97,634
固定資産	10,849	（賞与引当金）	(15,518)
		固定負債	56,514
		（退職給付引当金）	(29,077)
		（役員退職慰労引当金）	(3,436)
		株主資本	127,207
		資本金	50,000
		利益剰余金	77,207
		利益準備金	77,207
		その他利益剰余金	77,207
		（うち当期純損失）	(16,910)
資産合計	281,355	負債・純資産合計	281,355